

1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入

(1) 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効率化につながるものです。

社会保障・税番号制度の導入に伴い、国税庁は、法人番号の付番機関となるとともに、個人番号及び法人番号の利活用機関になります。



～ 個人番号（マイナンバー）～

平成27年10月から、住民票を有する全ての方に、1人1つの個人番号（12桁）が指定され、市区町村から住民票の住所宛に、通知カードにより通知されます。個人番号の利用は、社会保障、税、災害対策の分野など、法律か自治体の条例で定められた手続に限定されています。

～ 法人番号～

平成27年10月から、株式会社などの法人等に、1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、国税庁から登記上の所在地宛に、書面により通知されます。また、法人等の3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号）は、原則として、広く一般に公表され、どなたでも自由に利用可能とされています。

(2) 法人番号の付番機関としての対応

～ 法人番号の付番業務～

法人番号は、①株式会社などの設立登記法人のほか、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、特段の届出手続を要することなく、法務省から提供される登記情報等に基づいて国税庁が指定し、通知を行います。

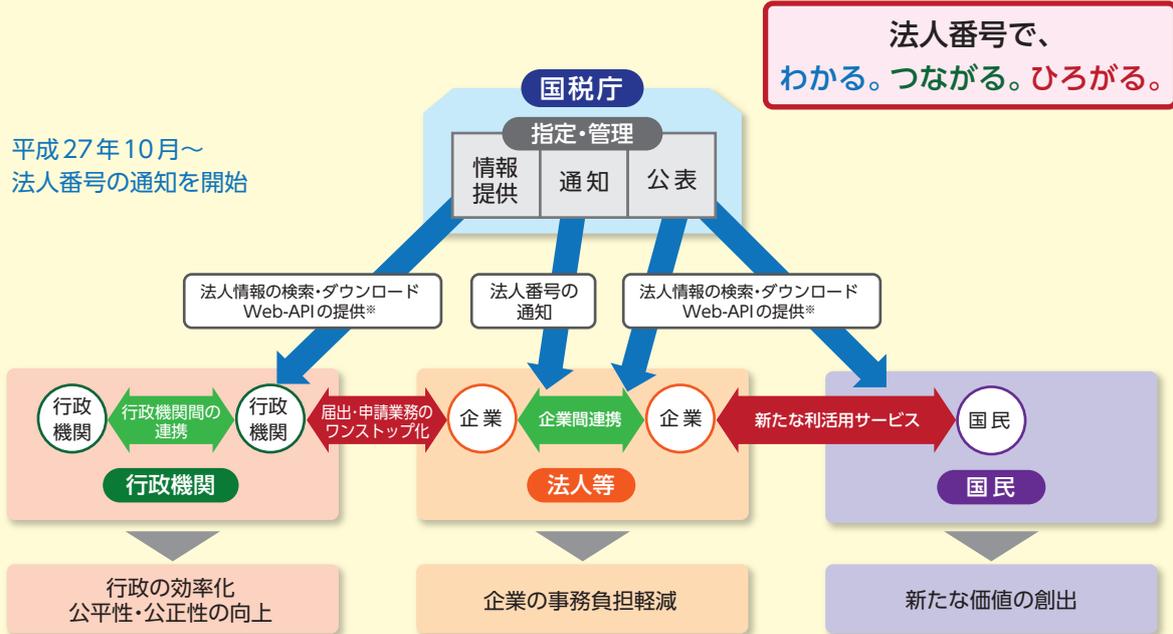
※上記以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件にあてはまれば、国税庁長官に届け出ることにより番号指定を受けることが可能です。

国税庁は、指定した法人番号を、インターネットを利用して公表します。その際、法人の商号や所在地から検索する機能や、公表情報のデータを利用者が二次活用できるよう、データのダウンロード機能を提供します。

～ 法人番号の利活用推進 ～

法人番号は、個人番号と異なり利用範囲に制限がなく、社会的なインフラとして幅広い分野で活用されることが重要であり、関係省庁と連携を図りつつ、国・地方の各行政機関や民間団体に対して、「わかる。つながる。ひろがる。」をキャッチフレーズに制度説明や利活用の働きかけに取り組んでいます。

■ 法人番号に期待される役割



- **わかる。** 法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。
- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
 - 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化
- ↔ **つながる。** 法人番号を軸に企業等法人がつながる。
- 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
 - 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化
- ↔ **ひろがる。** 法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。
- 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のフンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
 - 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

※ 「Web-API」とは、利用者側のシステムから国税庁側のシステムにインターネットを通じて抽出条件を指定した簡単なリクエストを送信することにより、公表される3情報のデータ（商号、所在地及び法人番号）を自動的に取得することが可能となるデータ授受の方式のことです。

(3) 個人番号及び法人番号の利活用機関としての対応

～ 国税分野での利用 ～

社会保障・税番号制度が導入されると、税務当局に提出する申告書や法定調書等に、提出する本人及び法定調書であれば金銭の支払を受ける者等の番号(個人番号・法人番号)を記載することとなります。

個人番号の提供を受ける際には、成りすましを防ぐため、本人確認が必要とされています。このため、国税分野における本人確認に関する具体的な手続を定めた国税庁告示を制定しています。

～ 納税者利便の向上 ～

国税庁では、社会保障・税番号制度の導入を契機として、納税者利便の向上に向けた検討を行っています。具体的には、①住宅ローン控除等の申告手続における住民票の添付省略、②国と地方にそれぞれ提出している給与・年金の源泉徴収票・支払報告書について、電子的提出の一元化などです。

なお、住民票の添付省略については、平成27年度税制改正において所要の改正が行われました。

～ 所得把握の適正化・効率化 ～

国税分野では、申告書、法定調書等の書類に番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上するものと考えています。もとより、事業所得や海外資産・取引情報をはじめ、法定調書だけでは把握・確認が困難な取引等もあるため、番号を利用しても全ての所得を把握することは困難であることに留意が必要です。

～ 周知・広報の実施 ～

国税庁では、社会保障・税番号制度の円滑な導入のため、国税庁ホームページに、社会保障・税番号制度に関するFAQなどを掲載するほか、関係民間団体や業界団体に対して、国税分野における番号の利用などについて周知するなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

社会保障・税番号制度の最新情報やお問合せ

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー

- ・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル） **0570-20-0178**

※ナビダイヤルは通話料がかかります。平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む。）の最新情報

国税庁ホームページのトップページの  をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。



2 e-Taxの普及・定着に向けた利便性向上施策

国税庁では、e-Taxの更なる利便性の向上を図るため、次のような施策の導入に向けて準備を進めています。

(1) e-Taxにおける新たな認証方式の導入

個人の納税者が、自宅などからe-Taxで所得税申告などを行う場合には、住民基本台帳カードに格納された公的個人認証サービスに基づく電子証明書とICカードリーダーライター（以下「電子証明書等」といいます。）を利用して、送信の都度、認証を行う必要があります。

平成29年1月からは、これまでの認証方式に加えて、電子証明書等を利用しない新たな認証方式を導入することとしています。

(2) e-Taxにおける添付書類のイメージデータによる提出

e-Taxで申告や申請などを行う場合でも、収用証明書や出資関係図、定款の写しなどの添付書類は、別途郵送などにより提出する必要があります。

平成28年4月からは、これらの添付書類について、イメージデータによる提出を順次可能としていくこととしています。

(3) e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能の提供

e-Taxで法人税申告を行う場合でも、税務・会計ソフトウェアで作成した財務諸表や勘定科目内訳明細書のうち、e-Taxで受付可能なデータ形式で作成されていないものは、別途郵送などにより提出する必要があります。

平成28年4月からは、これらの書類をe-Taxで受付可能なデータ形式に変換する機能を提供することとしています。

3 業務・システムの最適化

～ 業務・システムの最適化を推進 ～

行政分野へのICTの活用と業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るため、平成15年7月に「電子政府構築計画」が決定されました。

また、世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」が決定され、これに基づき、情報システムの改革を実現するための「政府情報システム改革ロードマップ」や「政府情報システム投資計画」などが決定されました。

国税庁では、これらの計画等の基本理念に沿って、国税関係の情報システムの高度化やセキュリティの確保、経費の削減、納税者利便の向上などに取り組んでいます。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

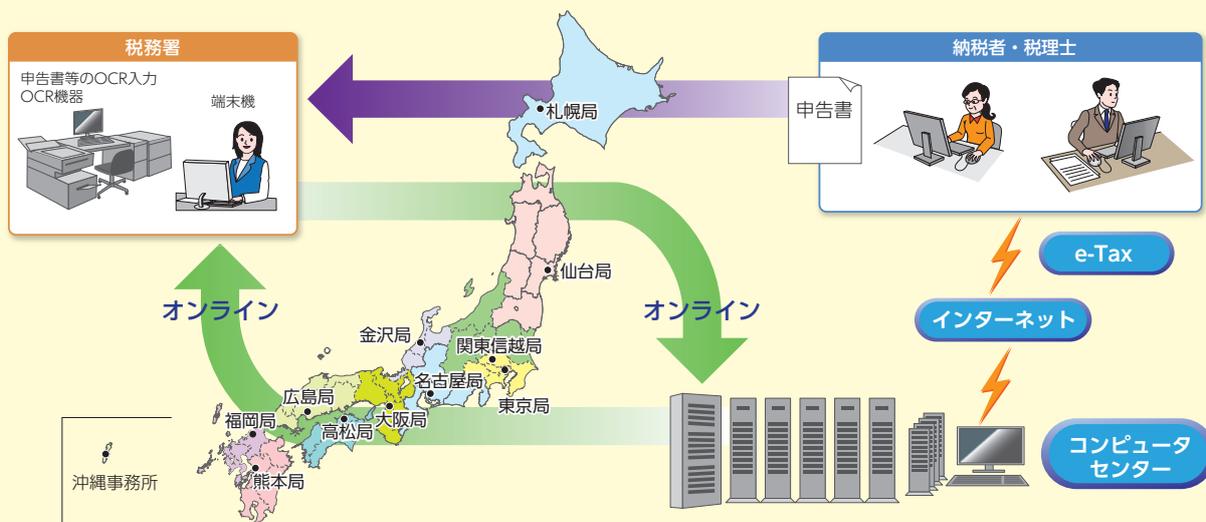
国税関係業務は、国民の権利義務と密接にかかわっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、大量の納税者情報を保有・蓄積しているため、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っており、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするほか、セキュリティ監査を定期的実施するなど、情報セキュリティの確保に努めています。

なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)¹ を構築し、平成19年にISMS適合性評価制度に基づく認証 (ISO/IEC27001:2005・JISQ27001:2006² に基づく認証) を取得しました。

国税総合管理 (KSK) システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するコンピュータシステムです。また、それらのデータを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、各種事務処理の高度化・効率化にも役立っています。



1 「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

2 「ISO/IEC27001:2005」とは、国際標準化機構 (International Organization for Standardization) の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、2005年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001:2006」とは、ISO/IEC 27001に対応して、2006年5月に発行された国内規格です。